

第43回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和7年8月21日（木）午後2時～午後4時
場 所：ラポール京都 4階第1会議室

議題 京都市人権文化推進計画に基づく令和6年度事業実績について

○ 中野課長（文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進課長）

（資料1に基づき、取組等を説明）

○ 前田座長

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

○ 徳川委員

性的少数者の方々の生きづらさに関わる部分を質問させていただきます。

LGBTに関する人権施策として「パートナーシップ宣誓制度」を京都市は導入されていることについて、非常に評価しております。そのうえで、そういった制度を今度どのように活用するのか、という点が重要だと思っております。

「居住」つまり「住む」という観点からはどうか、ということです。パートナーシップ宣誓制度を利用することで、公的住宅の入居等においては、差異がなくなっているものの、公的住宅だけではなく、民間事業者におけるところも、やはり大きな問題になるのではないかと思います。いわゆる「居住」ができるか、できないかということは、あらゆる人権問題に関わり、最低限担保すべきことかと思しますので、それをどのように民間事業者に対して働きかけを行っているのか、という点をお聞きします。

○ 中野課長

御質問いただいております民間事業者の理解及び連携については、当室としても非常に重要であると認識しております。

パートナーシップ宣誓制度につきましては、令和2年度の制度創設時に、京都市住宅支援協議会の構成団体である不動産関係団体や京都府医師会に対して、同制度の内容や主旨について周知を行ってきました。

また、民間企業の理解促進の観点では、先進的な企業のダイバーシティに関する取組や本市のパートナーシップ宣誓制度を紹介した、企業向け啓発リーフレット「ダイバーシティ LGBTの視点から考える これからの職場づくり」を発行し、本リーフレットを活用して人権関連の講座やパネル展示などの場面でも広く啓発を行っております。

令和5年4月に立ち上げた『市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される京都」推進ネットワーク』においても企業等と連携した取組を進めており、今後とも社会の理解促進を図るために、「点」ではなく「面」として広がっていくような取組を進めたいと考えております。その中でも、御指摘いただいた「居住」の観点も含め、企業や大学の先進的な取組を紹介した本リーフレット等も活用するなど、引き続き取組を進めてまいります。

○ 徳川委員

「居住」という点は非常に重要でして、住む場所がなければ、あらゆる公的サービスを受けられなくなりますので、この点も踏まえて、様々な方が安心して居住できるまちづくりをお願いしたいと思います。

続けて質問させていただきます。先ほどの事務局から御説明があった各取組の全体に関わる話ですが、「各部署との連携強化」という話が多々出てきており、これは大切なことなので大いに進めていただきたいと思っておりますが、これは一部限界があるかとは思いますが、「ワンストップサービスを実現する」と理解していいかどうかをお聞きします。

例えば子どもに関してですが、最近全国的に子どもの自殺が増加傾向にあるという話もあります。時期的にも夏休み後とか、季節や環境の変わり目といった際に特に注意が必要で、その際に、どこに相談していいかわからないという課題があるのではないのでしょうか。相談をする際、特に顔の見えない電話というのは今の子どもたちは慣れていないと思うのですが、そのうえで、勇気を出して電話したにもかかわらず、「担当部署に電話して」という言い方をされると、拒絶をされたと受け取られかねないと危惧します。公的機関は最後の砦として思っていたが、それが遮断されたような気持ちになってしまう可能性があると思います。そういった新聞報道もありましたが、本当に助けを求めている方々が声を出したときに、そこに寄り添えるような形のワンストップサービス型の支援体制を構築しようと取り組まれていると理解してよろしかったでしょうか。

○ 中野課長

人権というのは、市役所業務の根幹にあるべきものであり、人権文化推進計画では、様々な施策分野における「横ぐし」として、ワンストップ・横断的に人権施策としてまとめ、分野を超えて連携した人権施策を進めているところです。

また、支援窓口については、支援が必要な対象に応じた窓口対応が基本となりますが、例として挙げていただいた「子ども」に対する相談として、例えば女性のための相談支援センター「みんと」やDV相談支援センター、保健福祉センター等において、寄せられた相談内容に応じて児童相談所等の子ども関連の部署とも連携するなど、様々な角度から人権課題に対応しており、寄り添いの観点を持ち、引き続き、各部署や関連機関と連携した対応を行ってまいります。

○ 徳川委員

最後の救いの手を求めるということで電話されるという方も少なからずおられると思いますし、そこで寄り添えるかどうかという点が生死を分けるということもあるかも知れません。しっかり取り組んでいただければと思います。

○ 藤松委員

資料2～3ページの新規事業(1)「困難な課題を抱える女性に対する支援事業」について、京都市女性のための相談支援センター「みんと」を開所とありますが、これはどのような専門性があるのか、また、民間団体との連携との記述もありますが、具体的にどのような民間団体と連携し、体制整備をしているのか教えてください。

○ 狩野課長（文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進課長）

京都市女性のための相談支援センター「みんと」についてですが、常勤職員が7名、非常勤職員が1名という体制で運営しております。職員は、社会福祉士資格を持つ者のほか、この4月から臨床心理士資格を持つ職員1名が勤務しております。

民間団体との連携ですが、アウトリーチや居場所の確保といった取組をされている団体や、より長期的な居場所を提供するなどの支援を行っておられる団体も京都市内に複数ございますので、こういった支援や連携をしていただけるのか、話し合いや情報交換を行いながら、相談ケースに応じて適した団体に個別でアプローチを行っているところです。

○ 藤松委員

私は大学教授として普段から大学生と接しておりますが、18歳以上の困難を抱えている女性に対して、その受け皿が全くないとも感じています。例えば家の中にも居場所がないとなった時に、どこに相談したらいいのか、適切な支援の場所に結びつけられるかが課題だと思います。是非、今後もこの取組を進めていただけたらと思います。

続けて質問させていただきます。資料4ページの新規事業(3)「地域生活支援拠点等のモデル整備」についてです。方向性としては、地域移行とありますが、やはり障害をお持ちの方々の生活の場がない、つまり生活施設が足りないということが全国的な傾向としてあります。資料の中でも「親亡き後」にどこに住むのか、大きな社会問題となっていると思いますが、京都市としては、どのような対策をされているのでしょうか。施設入所のニーズに対応できているのでしょうか。

○ 末永係長（保健福祉局 障害保健福祉推進室 担当係長）

資料にも記載しておりますとおり、「親亡き後」にも住み慣れた地域で生活ができるように、このような地域生活支援拠点のモデル整備を実施しており、その他にも、後見制度の利用促進といった権利擁護の取組・啓発も進めております。

施設入所のニーズへの対応については、重度障害の方であれば、その障害を理由に、対応できる職員がおらず対応できないと入所を断られるケースもありますので、現状では不十分な面もあるかと思います。まだまだ課題があるというところで現在も検討しておりますが、今後もお困りの方が入所できるよう努めてまいります。

○ 藤松委員

深刻な課題だと思いますので、是非お願いします。

最後に、資料10ページの改善・充実事業(8)「医療的ケアが必要な児童生徒への学校看護師体制の強化」についてです。「総合支援学校を拠点に小・中学校等へ学校看護師を派遣するチーム体制を構築した」とありますが、総合支援学校では専門の看護師等の職員が比較的多くおられ、一定対応はできるかと思いますが、地域の小・中学校においては、学校看護師がどれくらい機能しているのか、保護者の方への支援はできているのか、教えていただきたいと思います。

○ 山田係長(教育委員会事務局 指導部 総合育成支援課)

小・中学校及び総合支援学校における医療的ケア児の状況につきまして、今年度の人数ベースで説明させていただきますと、総合支援学校の小学部から高等部全体で医療的ケア児は82名、小・中学校では、学校数は200校を超えますが、医療的ケア児は26名であり、児童生徒数に占める医療的ケア児の割合としては小・中学校の方が少なくなっております。

この間、地域の小・中学校に医療的ケア児が在籍している場合、各学校に看護師を配置してきましたが、例えば、看護師の方が体調不良で休まれた場合に不在となる状況もこれまで生じることがございました。その場合、看護師以外の教員では医療的ケアの対応はできないため、保護者の方がお仕事を休まれ、学校で付き添われるといった対応をいただいております。保護者負担の課題がございます。

こうした現状等も踏まえ、本市としては、総合支援学校に配置している学校看護師を必要な小・中学校に派遣する体制を順次構築してきており、体制の構築にあたっては、特定の看護師のみが対応するのではなく、複数の看護師が対応できるチーム体制とし、総合支援学校の看護師が休む場合においても、代替りの看護師でカバーできる体制とすることで、保護者負担の軽減を図っております。

小・中学校と総合支援学校それぞれに学校看護師を配置するメリットはあるかと思いますが、現状では、総合支援学校に配置する看護師を増員し、そこから地域の小・中学校に派遣するという体制を取ることで、この間保護者の方からも、負担軽減につながっているというお声をいただいております。

○ 藤松委員

こちらも深刻な問題となっておりますので、ぜひ今後も取組を充実させていただきたいと思います。

○ 平野委員

資料3～4ページの新規事業(2)「世界人権問題研究センター創立30周年記念事業」についてです。人権問題に対する関心が低い方に理解を広げていく必要があると記載がありますが、おそらく年代層によっても理解に偏りがあることや、人権問題

も様々な種類がありますので、問題の種類による認識の差もあるかと思います。どの世代の理解が、どの人権問題の理解が進んでいないのかなど、把握はされているのでしょうか。

○ 中野課長

統計的な調査結果などではありませんが、基本的には50～60代以上の方に関心を持っていただいていると実感しております。

例えば、世界人権問題研究センターで行っている人権大学講座の受講者を見てみると、それぐらいの年代の方が多くなっております。人権大学講座に関しては、有料で実施していますが、裾野を広げる意味でも、現在「ふらっとプロジェクト」を取り組んでおり、こちらはどなたでも無料で参加いただけるものです。前回第2回目は、NHKのドラマに関するプロデューサーに講演いただいたのですが、その際は比較的若い方にも参加いただきました。

我々としても若い世代の方にどのように啓発していくかを考えており、紙媒体だけではなく、SNSや動画を使った啓発や、また親子連れの方に向けてスポーツチームと連携した啓発活動といった取組も行い、少しでも幅広い年齢層の方に人権問題について興味を持っていただけるよう取り組んでおります。

○ 平野委員

年齢層によって関心を持たれるテーマも異なるでしょうし、対象とする啓発方法異なるとは思いますが、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

続いて、資料4ページの新規事業(3)「地域生活支援拠点等のモデル整備」についてです。地域生活継続・地域移行のためのコーディネート事業の利用実績は41名だったということですが、これは推測ですけれども障害をお持ちの方の家族の方が相談されたのだと思いますが、潜在的なニーズがあると記載もありますが、私も今後需要が増えていくのではないかと考えております。その他の、障害者等緊急時介護人派遣事業等、資料記載の②から⑤の利用実績は現在0件とのことですが、今後「親亡き後」障害をお持ちの方が、自身でこの制度を活用できるのかにも関わるとは思います。今後、この制度を必要とする方が適切に制度を利用できるような支援や体制はあるのでしょうか。こういった制度があることを必要とする方に届くように、是非広めていただきたいと思います。

○ 末永係長

本来支援を必要とされている方とは、8050問題である40代から50代の障害をお持ちの方が多くと考えておりますが、本事業開始以降、利用者の年齢層というのは、30代までの若年層が利用者の約7割を占めており、40代から50代は2割程度となっております。これは、若年層は生活スタイルが固まっておらず親も含めて支援者からの働きかけに応じて動きやすい傾向にありますが、中高年層は、長年親から

の介護を受けて生活をしていたため、親子ともに新しい環境に踏み出すことに時間を要することも要因と考えられます。

ですので、制度を必要とされている方が適切に利用できるよう取組を進めてまいりたいと思います。

報告（１） ケアラー支援に関する京都市の取組について

○ 今井課長（保健福祉局 福祉のまちづくり推進室 企画・ケアラー支援推進担当課長）

（資料２に基づき説明）

○ 前田座長

京都市は政令指定都市の中でも比較的早い段階で、ケアラー支援に関する条例を制定されたということについて、敬意を表したいと思います。

資料１３ページに令和７年度の新規充実事業が一部記載されておりますが、特に「ヤングケアラーへの支援の拡充」については具体的にどのような支援事業を実施されるのかご紹介いただければと思います。

当然、属性に関わらず、どのケアラー支援も重要なのですが、特に「ヤングケアラー」については、学習の機会の削減や、それによって将来の選択肢が限られることや、ひいては、その先にある経済力の問題等、色々な意味で負のスパイラルに陥ってしまう要因になりかねないので、大変重要な課題であると認識しております。

○ 今井課長

ヤングケアラーにつきましては、現在京都府が相談窓口を設置されており、京都市の各区役所の子どもはぐくみ室とも連携しながら取組を進めているところです。

資料に記載の８００万円の予算の用途ですが、今後ヤングケアラーへの支援拡充に向けて、市内の小中高校生を対象にアンケート調査の実施を予定しておりまして、その調査の委託料になります。

令和３年度に実施したヤングケアラーの実態調査の中で、お子さんの回答内容の中には、なかなか自ら声をあげにくく、これまでに相談をしたことがないというような回答があったことも踏まえ、今回新たにこの調査を実施し少しでも必要な政策に繋げていけたらと思っております。

○ 中島委員

ヤングケアラーについてですが、これまで子どもは家族を支援するのが当たり前、それが賢い子、優しい子という風潮があるように思え、どこからがヤングケアラーになるのか、その境目が非常に難しいのではないかと考えます。子どもたち自身も自分がヤングケアラーだと気づいていないこともあるのではないかと思います。

お聞きしたいのは、ヤングケアラーの支援を受けるには、本人自ら申告をするしか方法はないのでしょうか。であるとすると、そういった子どもたちをいかに支援に導いていくのか、何かその支援やサポートがあるのかをお聞きしたいです。

例えば、同じ経験を持つ子どもたちと交流できるコミュニティ作りとか、あるいは、心理カウンセリングを受けられるとか、オンラインで相談ができる等、どのようにヤングケアラーを見つけ、支援に結びつけていくのかについて、京都市の取組をお聞か

してください。

○ 今井課長

まず、京都市の条例においてヤングケアラーとは、概ね18歳未満の方と定義しております。

令和3年度に実施した実態調査でも、なかなか自ら声をあげにくいという意見もあり、潜在的なヤングケアラーも少なからずおられるのではないかと考えており、学校とも連携しながら進めていく必要があると考えております。

これまでから京都市では、様々な分野ごとの相談窓口を設置し、対応してまいりましたが、今回、条例も制定したことで、より取組を進めていけると考えております。

広報・啓発について、例えば京都市情報館では、ヤングケアラーも含めた「ケアラー支援の一覧」を掲載しており、様々な広報・啓発を通じて、少しでも支援を必要としているお子さんに届くよう、様々な手段を講じてまいりたいと思います。

○ 渡邊課長（子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課長）

先程の回答に補足させていただきます。

御指摘のとおり、家族の世話や手伝いに必死で自分がヤングケアラーであると自覚がないケースもあるかと思えます。また、そういったお子さんが自ら助けを発信しにくい、もしくは、助けを求めることすら想像をしていないようなケースもたくさんおられるかと思えます。

そこで、令和7年度800万円の予算により実施するアンケート調査では、学校を通じてお子さんひとりひとりに調査票を配布し、その中には、ヤングケアラーとはこのようなものだ、と、自覚を促すような内容も記載がございます。また、アンケートと言いますと統計調査のような形式を想像される方もいらっしゃると思いますが、そうではなく、回答用紙には個人のお名前や困っていること、助けてほしいことなどを記載いただき、そこから個別支援につなげていきたいと考えております。今年度初めての取組のため、どの程度把握につながるかは不透明な部分もございますが、自覚のないお子さんや、助けてほしいと発信できないお子さんに対してアプローチをしていきたいと考えております。

報告（２） 京都市基本構想（仮称）等について

○ 中野課長

（資料３に基づき説明）

○ 前田座長

「世界文化自由都市宣言」は次期も継承されとのことですが、今後の「国際化」戦略については、どのように基本構想で検討されているのでしょうか。

資料９ページ第三章（２）「日本経済の動向と京都市の産業」では、インバウンドについての記述はありますが、京都は学生のまちということで、一定数の留学生や、その後京都で引き続き就労する外国人市民の存在も想定されます。文化交流だけではなく、外国人を含む様々な人たちとの共生社会に関する方針について、基本構想案にどのように反映されているのでしょうか。

○ 中野課長

京都はかねてより都であったからこそ、外から様々な人やものが集まり、京都にもともとあるものと繋がり、新たな文化や産業を生み出し、それが藝道や工藝、大学、研究機関、人々の暮らしと密接に関わる生業などとして今に受け継がれ、学藝の府・京都をかたち作っています。

このまちを彩る学藝を伝え遺していくとともに、世界文化自由都市宣言に掲げる永久に新しい文化都市であり続けるためにも、国内外の様々な人々と交わりながら、新たな価値や文化を創造し、それを受け容れていく、そうした場であり続けるまちをめざしていきたいと考えております。

そのためには、先生がおっしゃられたような留学生や外国人市民、観光で訪れる方も含め、多様な文化的背景を持つ人々が、このまちで安心・安全を享受できることが不可欠です。人と人とがつながり、支え合いながら、「居場所」と「出番」を見つけて、誰もがこの社会の一員として、自分らしく生活できる、そうした共生社会を目指していきたいと考えております。

京都基本構想（仮称）の案文の中では、資料３の１６ページ第三節（３）「ひとりひとりの個性や価値観を尊重し合える」にありますとおり、『わたしたち京都市民は、出自や生い立ち、年齢、性別、国籍、性自認や性的指向、宗教や信条、身体的・精神的特徴の有無や程度、その他の差異にかかわらず、すべてのひとが個性を発揮でき、互いを認め合いながら、自分の「居場所」と「出番」を見つけて日々を享受できるまちをつくっていく。』と記載しております。この具体的な施策については、今後、各分野別計画に落とし込んでいくこととなります。

その他 全体を通しての質疑

○ 徳川委員

今回資料として人権の取組実績についてまとめていただいておりますが、なかでも外国人に対する人権侵害について、気になっている点があります。法務省のホームページにおいても、いくつかの企業における外国人に対する人権侵害と、その対処が紹介されています。国籍差別がいけないということ自体はもちろんなのですが、そうせざるを得ないという事情をどのようにくみ上げるのか、つまり、単に人権侵害行為が悪いというだけではなく、その根底にある、そう判断せざるを得なかった事情があるのではないか、個別ケースにとどまらない、あるいは当該個人で解決していくには負担が大きすぎる場合にはどのようにそれを解決していくのか。外国人への救済を保障することは大切ですが、一方でそういった問題が生まれている背景というもののどのようアプローチしていくのか、それをくみ上げて社会的構造の問題ととらえ、行政としてアプローチしていくという視点をお持ちなのかどうかという点をお聞きできればと思います。

○ 中野課長

徳川委員の御指摘のとおり、人権侵害は個人の問題であるとともに、その社会構造の問題でもあると認識しております。

最近の事例では、ニュースにおける外国人の「特権」と言った話題もあり、また、それに関するマスコミによるファクトチェックに関する報道もございます。有識者の分析なども見ていると、誤った情報が一部に広がっていた背景には、本来分けて考えるべき移民と観光客の問題について、国民の生活実感と結びついてしまって、一部共感・共鳴している面もあるのではないかと考えております。

国際文化観光都市である京都市では、近年多くの観光客が来られており、観光客以外においても留学や就労などの目的で、海外から多くの方々にお越しいただくなど、外国籍市民は3年連続で過去最高を更新しております。京都市としては、こうした外国籍の方々には、教育や文化、産業や観光、福祉など様々な分野で活躍され、京都の経済や地域社会を共に支えていただいていると認識しているところです。

現在、在住する外国人や海外からの観光客に対するあからさまな拒否的姿勢は現時点では顕在化していませんが、ごみや騒音等のトラブルは市内でも散見されており、これまでから市民生活を重視し、伝統的な都市である京都市民の違和感を解消するためにもオーバーツーリズム対策にも取り組んできております。本市として、引き続き注視するとともに、今後分断が生じない取組を行っていくことが重要と考えています。

先程御説明申し上げた「京都基本構想（仮称）」においては、昭和53年の「世界文化自由都市宣言」において、「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、自由につどい、自由な文化交流を行う都市」を理想像として掲げていることもあり、「京都市人権文化推進計画」や「京都市国際都市ビジョン」においても、多文化共生の地域づくりや、多様な文化を尊重し、国籍や民族の違いなどに

より不当な差別を受けることのない社会の実現を目指す姿勢を示しております。直近の例となりますが、人権の分野においては、これらの方針の下、この間、人権総合情報誌によるヘイトスピーチに焦点を当てた啓発や京都府と連携したネット上の差別落書きの法務局への削除要請など、差別を許さない環境づくりに取り組んでおり、今後も多文化共生のまちづくりというものを進めていきたいと考えております。

○ 徳川委員

まさしくそのとおりだと思います。

今の日本において、様々な形で外国人との問題やトラブルを回避するために、業界の方々なども様々な取組をされているので、そういったものを汲み上げつつ、それを広げていただければと思います。

先程御説明いただいたとおり、国籍等に捕らわれずお互いを認め合えるまちづくりといったことが「京都基本構想（仮称）」の中にも具体的に記載されていますが、こうした取組こそ、基本構想の肝だと思うのですが、私たちが今ここで生きている世界は、ある意味「将来世代からの預かりもの」という感覚を持っています。例えば、伝統や歴史とは、単にそれだけを受け継いで学べばいいというものではなく、新たな文化などと交わりながら、将来世代に渡していくものだと思いますので、今を生きる私たちはどうしていけばいいだろうかと考えるべきではないかと思います。例えば、ヨーロッパでは、環境問題を初め、「将来世代に対する責任」ということがよく言われるようになっています。私たちは生活の中で、社会に対してどのような行動を取るべきか、ということが問われています。これは当然、京都においても該当することだと思いますので、「京都基本構想（仮称）」をはじめ、各取組によって、一層様々な課題が解決され、先進的な取組を行っている京都市であってほしいなと期待するものです。